

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年2月9日 17時30分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市紀の川河口 和歌山 ^{あおきし} 青岸北防波堤灯台から真方位059°950m付近 (概位 北緯34°13.3′ 東経135°08.2′)
事故の概要	遊漁船こうしん丸は、漂泊中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年2月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 こうしん丸、5トン未満（長さ7.95m）
船舶番号、船舶所有者等	252-16100和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口、プロペラシャフト及びプロペラ翼に曲損、舵板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の末期 日没時刻：17時37分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、和歌山市地ノ島北方沖で遊漁を終えて帰航中、船長が生け簀^すの漁獲物を締め*1ようと思い、紀ノ川河口で機関を中立として漂泊を開始した。</p> <p>船長は、紀の川河口を何度も航行していて、潮位が高くなると同河口の左岸付近に設置されている消波ブロック（以下「本件消波ブロック」という。）が水面下になることを知っていた。</p> <p>船長は、本船が風により圧流されていることを認めたが、風が弱かったので本件消波ブロックまで圧流されることはないと思い、左舷側の生け簀の漁獲物に続いて右舷側の生け簀の漁獲物を締めていた。</p> <p>船長は、衝撃を感じて機関を後進に掛けたが、本船は、プロペラ翼が本件消波ブロックに当たって機関が停止した後、更に圧流されて本件消波ブロックに乗り揚げた。（写真1参照）</p>

*1 「締め」とは、漁獲物の鮮度を保つ目的で処理することをいう。



写真1 乗揚後の本船（干潮時）

船長は、本船係留場所付近に所在するマリーナに救助を要請するとともに釣り客に118番通報を依頼した。

船長及び釣り客は、来援した巡視艇の搭載艇により救助された。

本船は、後日、サルベージ会社のクレーン船に引き揚げられた。

船長は、本事故当日の釣果が良く、漁獲物を締めるのに時間が掛かり、思っていたよりも河口左岸の方へ圧流されていたと本事故後に思った。

本件消波ブロックは、本船のGPSプロッターに表示されていた。（図1参照）

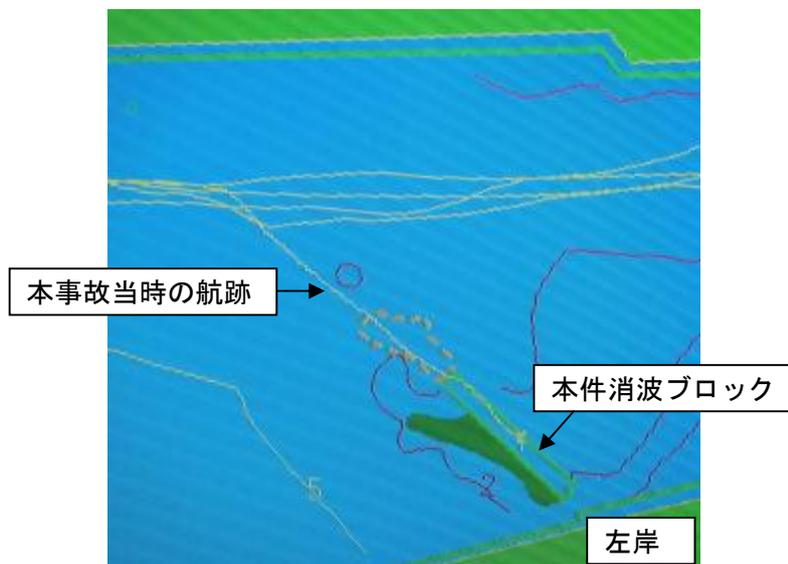


図1 本船のGPSプロッターの航跡情報

本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。

分析

本船は、漂流中、北西風により南東方向に圧流されている状況下、船長が、漁獲物を締めることに意識を向け、GPSプロッターで船位を確認していなかったことから、本件消波ブロックが設置されている場所に接近していることに気付かず、水面下にある本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。

船長は、風が弱かったことから、本件消波ブロックまで圧流される

	<p>ことはないと思い、漁獲物を締めることに意識を向けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、漂泊中、北西風により南東方向に圧流されている状況下、船長が、漁獲物を締めることに意識を向け、GPSプロッターで船位を確認していなかったため、本件消波ブロックが設置されている場所に接近していることに気付かず、水面下にある本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・遊漁船の船長は、漂泊して漁獲物の処理を行う際、消波ブロック等の障害物がない安全な水域で行うこと。また、GPSプロッター等の機器を活用して船位の確認を行うこと。